

# 琉球大学学術リポジトリ

1960年の1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書No.1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43867">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43867</a>



日米安全保障新条約に関する件

三三一一一 米保長

一 新条約締結の目的

我國の防衛は米國との安全保障体制を基調とする「国防の基本方針」に則り、現行安保条約体制を改善強化するとともに、安全保障に関する日米関係、延いては日米関係全般を持続性と信頼性ある基礎に置くことを目的とする。(別紙の一)

新条約の内容

- (一) 新条約の内容に就ては左の考へ方に換ることとする。
- (二) 国連憲章の趣旨を明らかにし、国連憲章との関係を明記する。
- (三) 日米兩國が極東の平和と安全の維持を共通の利益とすること



十部の内 五号

本条約は、昭和三十三年十月一日日本及び西暦一九五四年十月一日に署名された日米安全保障条約を代替し、同日付に二二二条を添付する。

- 一 米保長
- 二 米保長
- 三 米保長
- 四 米保長
- 五 米保長
- 六 米保長
- 七 米保長
- 八 米保長
- 九 米保長
- 十 米保長

を確保する。

(一) 前項の見地に立脚し、極東の一般軍事情勢並びに我國自衛力の現況に鑑み、米軍が日本内の所要の施設区域を使用することを認めることとする。

尚米軍が日本地域外の戦闘行為のため日本基地を作戦的に使用する場合及び核兵器持込に関し、米國は日本政府と事前に協議することとする。

(二) 米國の日本防衛義務を規定することとし、同時に之と見合ひ日本の義務は憲法の範囲内なることを明にする。

日本の義務が如何なる場合に発動するやに関し、条約地域を西太平洋の米領土、沖縄小笠原、日本領土、同沖縄小笠原、

日本領土、<sup>(3)</sup>日本領土、の何れとするやの問題ある処、(1)は相互援助の面に則し且沖繩小笠原の地位に關係なく最も安定したものであるが、米側は(2)を以てするも相互援助の基礎と爲し得べしとの見解を述べて居り、<sup>(4)</sup>他方ゆを採る場合は基本的の考へ方を改める必要ありと認められる。(別紙の二)

(4) 極東の事態に關する協定案項を置くこととする。

(5) 自助及相互援助に依り防衛力を維持育成する趣旨の協力条項を置くこと並びに被爆活動阻止に關する規定の級に付検討する。前者は我方に於て憲法上の問題あるも、米側は所謂ヴァンデーンヘーグ決議の精神を顧ぐものとして必要と認めて居る。(別紙の三)

(1) 經濟協力条項を置くこととの得失を検討する。(別紙の四)

(2) 条約の期限は最高十年とし、爾後一年の予告で失効せしめ得る形とする。此の点は沖繩小笠原の扱方と関連して検討の要あり。

(3) 米軍の在日施設区域使用に伴い現行行政協定は最少限必要の修正を施した上を協議する要ある処、其の国内的扱方を速かに決定する要あり。

一 本文一（新条約の目的）について

現行安保条約は今日迄我國の安全保障に貢献して来たが、元々暫定的な条約であり、其の締結当時と現在の事態を比すれば、我國の國際的地位の向上、經濟力の恢復、自衛力の育成等の諸点に於て大きな変化があつた。依つて現存する安保条約關係を再検討し、所謂不平等とか一方的とかの非難を招く根拠を除去すると共に、日米安全保障關係を改善強化することが適當と認められるが、具体的には、(1) 米國の日本防衛義務を条約上に明らかにし、(2) 我方も之に見合つて憲法の許容する限度で義務を負ふものなることを明にし、(3) 米軍と自衛隊との協力の基礎を確立し、(4) 併せ

て米軍の在日施設区域の作戦的使用や核兵器問題に付、自衛隊の疑念を除去し、斯くして日本憲法と抵触しない相互援助型の条約を目途とするものとする。

二 本文二の(1)（条約地域）については、「日米安全保障新条約に於ける沖縄小笠原の取扱について」(三三一—一〇) 参照。

三 本文二の(2)（相互協力条項）について

(1) 此の条項は「自動及び相互援助に基礎を置く集團的取極」に言及した相互援助に関するヴァンデンバーグ決議の精神を醸成ものとして米側は極めて重視する所と認められ、特に日米間の場合には我方に於て条約地域の決め方や海外派兵を行はず等の問題があるため米政府の國內獲得の見地よりは其の比重が一段



と大であることも察せられる。

問 他方我國の憲法解釈上日本自身の直接防衛以外の目的のため  
の防衛力は認められまいとすれば、斯る条項は我方が日本の自  
衛のためのみならず「米國の防衛のため」に防衛力を維持育成す  
る「義務を負ふ」と云ふ風に解されるときは憲法違反となる。同  
様の問題は相互防衛援助協定の国会審議の際非常な問題となつ  
た経緯あり、依て国内的には斯る条項がない方が条約全体の為  
めに適當である。

答 斯くて本条項は、(1)国内的には之を置かない方がよいことは  
明らかであるとしても、(2)米國に之を撤回せしめることは、米  
國特に國防省方面及び米國會の關係で尋らざる困難ある入まの

みならず、日本は相互援助の精神を容れざるや、又日米共同防  
衛の気持がありや否やを疑はしめるに至る惧なしとせず(8)尚本  
条項は安保条約前文に代つてM B A協定の基礎となるべきもの  
であり、我方防衛庁方面に於て斯の種規定の削除がM B Aに響  
くことを惧れるとあるべきは留意の要あり、何れにせよ本条  
項の取扱は慎重に考へる必要がある。

(9) 尚本条項を存置する場合も、米側原案にある如く破壊活動に  
関する規定を置くや否やの問題あり、此の点は現行安保条約の  
間接侵略に関する規定の問題と若干の關係があるが、斯る規定  
は国内に無用の刺戟を与へる惧あり(米側の解釈では本段は安保  
条約第一條の如く間接侵略に対する對抗措置を意味するもので

なることである）、之を削ることが適当と思はれる。

四 本文三の付（経済協力条項）について

① 安全保障関係は政治経済を含む広い日米関係の一環であり、米側も其の趣旨から入れることを提案しているのであるから存置することが適当であるとも考へられるが、

② 他方

1. 新規定を置いても具体的内容がなく（他に通商航海条約及相互防衛援助協定も存する）、「見せかけの規定」であるとの非難が起り得べく、

2. 恒久的に広く協力関係を規定する条約でなければそぐわない（条約地域の決め方と関連する。尚且A.T.O.及びB.M.A.T.

○には新規定があるが、米韓、米台、米比条約には存しない（S.O.）とも問題もある。